

日本卓球バレー連盟 審判委員会規則

1. 目的

本連盟規約第4条（事業）に定められた審査員・審判員資格の認定及び競技規則に関する業務を行う。

公認審判員制度を統轄し、その運営に当たる。

2. 委員の構成

次の委員を置く。

- (1) 委員長：1名
- (2) 副委員長：3名以下（原則各ブロックから1名）
- (3) 委員：各ブロックから正副委員長を含め5名以下。
（但し、常設委員会の委員の定数は、15人以下）
- (4) 相談役：若干名

3. 審判委員の選出

- (1) 委員長は、委員会運用規則第5条に従い、常設委員の互選によって選出する。。
- (2) 副委員長は、各ブロックに所属する常設委員の互選によって選出できる。
- (3) 委員長は、会議を主宰し、常設委員会を代表する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (5) 委員は、各ブロックから選出する。
- (6) 委員及び審査員の審査権を別に定める。
- (7) 必要に応じ、相談役を置くことができる。
- (8) 上記いずれの役職とも、任期は日本連盟役員と同じとする。

4. 公認審査員及び公認審判員並びに公認指導者について

「審判委員会規則の詳細」により、日本連盟公認審判員制度の規定に基づき、公認審査員及び公認1～2級審判員資格の認定審査並びに公認指導者・3級審判員の養成講習会を行う。

5. 審判委員会の所掌

- (1) 審査員、1級・2級審判員の認定審査会の開催
- (2) 審査員・審判員（指導者）認定証の発行と管理事務
- (3) 競技規則の制定と変更に係る事項
- (4) 公認審判員及び指導者の技術向上に係る事項
- (5) 卓球バレー指導者・審判員養成講習会の開催及び支援

6. 附 則

本規約は、2008年10月12日より施行する。

2013年4月制定

2015年4月改正

2018年4月改正

2019年4月改正

2020年10月改正

2021年4月改正

2023年12月19日改正

《 審判員制度の組織図 》

